

○経済産業省令第三十七号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）及び関係法令の規定に基づき、火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月十日

経済産業大臣 梶山 弘志

火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令（鉱山保安法関係箇所抜粋）

（火薬類取締法施行規則の一部改正）

第一条～第十条 「略」

（鉱山保安法施行規則の一部改正）

第十一条 鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p style="text-align: center;">(保安図)</p> <p style="text-align: center;">第四十七条 [略]</p> <p style="text-align: center;">2 [略]</p> <p>3   第一項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により第一項の期間内に同項の保安図の複本の提出が困難である場合には、鉱業権者は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に同項の保安図の複本を産業保安監督部長に提出しなければならぬ。</p>
改正前	<p style="text-align: center;">(保安図)</p> <p style="text-align: center;">第四十七条 [略]</p> <p style="text-align: center;">2 [略]</p> <p style="text-align: center;">[新設]</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

第十二条 「略」

附 則

この省令は、公布の日から施行する。